

立山町ふるさと納税業務支援事業者選定評価基準

1 趣旨

この基準は、立山町ふるさと納税業務支援に関する提案のうち、最も優秀な提案を行ったと認められる事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 評価方法及び評価基準

(1) 書類審査

提出された企画提案書について、各評価項目における評価基準に基づき書類審査を実施する。

(2) 受託優先交渉権者の決定方法

書類審査の点数を合計し、(3)に定める順位の決定方法により最終的に1位となった事業者を受託優先交渉権者とする。

(3) 順位の決定方法

① 事務局は【様式6】代行業務内容表について評価し、上位1～4位の順位を付す。なお、各評価項目のいずれかにおいて審査対象外となった場合、この後の審査は行わない。

② 審査委員は、①で審査対象となった事業者の企画提案書の各評価項目について評価し、上位1～4位の順位を付す。

【以下事務局集計作業】

③ 上記①②の順位を点数化する。(1位=1点、2位=2点、3位=3点、4位=4点)

④ ③を合計し、合計点が低い順に再度順位を付し、順位を点数化する。(1位=1点、2位=2点、3位=3点、4位=4点)(これを「順位点」と呼ぶ。)

なお、1人の審査委員において、複数の事業者の合計点が同点になった場合は、順位点を按分する。(例：1位に2事業者が並んだ場合は、 $(1+2) \div 2 = 1.5$ 点ずつを2事業者に与える。)

⑤ 各審査委員及び事務局の順位点を合計し、最も順位点が少ないものを第1位とし、次に順位点が少ないものを第2位とし、以降同様に選定する。順位点の合計が同点となった場合、1位とした各審査委員及び事務局が多い事業者から上位とし、以降同様に、より上位の順位の獲得数で選定する。さらに、順位の獲得数にも差のない場合は、各審査委員及び事務局による順位点に置き換える前の点数を合計し、より点数の少ない事業者から上位とする。

※ 1～4位を記入してください。

| 評価項目(評価基準) | 事業者A | 事業者B | 事業者C | 事業者D |
|-------------------------------|------|------|------|------|
| 1 目標額の妥当性(町がねらいとする額にふさわしい設定か) | | | | |
| 2 寄附者の増加及び1人当たりの寄附金額の増額の方策 | | | | |
| 3 返礼品登録事業者開拓の方策 | | | | |
| 4 町の現在の返礼品についての評価と、新たな返礼品の提案 | | | | |
| 5 寄附者とのつながりを継続していく方策 | | | | |
| 6 支援業務の実施体制についての工夫 | | | | |
| 7 経費総額を5割以下に収める工夫 | | | | |
| 8 その他、上記の目標を達成するための企画や工夫 | | | | |
| 合計 | | | | |
| 順位 | | | | |
| 順位点 | | | | |